

地域が主役のまちづくり
地域文化振興課 ④ 251
地域サポーターの紹介



音楽家・テノール歌手

音楽を通じて地域貢献を

大学在学中にテレビで見たテノール歌手の歌声に感動し、「歌を歌いたい」という強い思いから卒業後、改めて東京芸術大学に入学しました。そこで師や素晴らしい仲間に出会い、プロの音楽家として活動をしたと考えるようになりしました。芸術大学卒業後、高校の教師を1年間務めた後、歌を勉強するためにイタリア・フィレンツェに留学、帰国後本格的に音楽家としての活動を開始しました。

平成24年9月にはキラリ☆ふじみのオーディションに応募し、合唱コンサート「地球のことづて」でテノール・ソロを歌いました。それをきっかけに平成26年1月には市内小中学生を招待する「ニューイヤーパーラコンサートin 2015」、平成28年1月には「ニ



合唱コンサート「地球のことづて」

ューイヤーパーラコンサート2016」を開催するなど、地域での音楽活動をスタートさせました。
また今年度は、富士見市文化芸術振興委員として市民の力で創られた富士見市文化芸術振興条例の価値を高め、その理想の実現に向けて市民の文化芸術活動を支えるために自分の経験や知識を役立てたいと願っています。
今後は知ることの大切さや続けることの大切さなど、将来に向けてのメッセージを常に持ち続けながら子どもたちから支える活動を続けていきたいと考えています。いずれは、私たちが地域で行う活動の広がりの中で、音楽を志した子どもたちと一緒に舞台上がれることを夢見ています。

みんなの知りたい、聞きたい
皆さんから、よくある疑問質問についてお答えします。

問合せ／市民課 ④ 307

Q 住所の異動方法を教えてください

A 市外から引っ越してきたとき(転入)
新住所に住み始めてから14日以内に転入届を市民課または出張所に提出してください。

A 届出できる方…本人または新住所
地で同一世帯員の方

必要なもの…届出人の本人確認書類と印鑑、転出証明書、転入する方全員分のマイナンバーの通知カードまたは個人番号カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方のみ)

A 市内で引っ越したとき(転居)

新住所に住み始めてから14日以内に転居届を市民課または出張所に提出してください。

A 届出できる方…本人または新旧どちらかの住所で同一世帯員の方

必要なもの…届出人の本人確認書類と印鑑、転居する方全員分のマイナンバーの通知カードまたは個人番号カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方のみ)

A 市外へ引っ越すとき(転出)

新住所に住み始める日の前後14日以内に転出届を市民課または出張所に提出してください。国外に1年以上住む方は国外へ行く前に転出届を提出してください。

A 届出できる方…本人または富士見市の住所地で同一世帯員の方

必要なもの…届出人の本人確認書類と印鑑、マイナンバーの通知カードまたは個人番号カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の方のみ)

次に該当する場合は、事前に市民課へお問い合わせください

- 国外から転入する場合
- 外国籍の方の住所異動の場合
- 新築・改築の場合
- 住民基本台帳カードまたは個人番号カードを持っていない場合
- 15歳未満のお子さんの住所異動の場合